案 第 Ξ + 号

杉 並 X 特 別 \overline{X} 税 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 年 六 月 五 日

提 出 者

田

杉

並 長

Щ

 \overline{X}

宏

条 例 の 部 を 改 正

す

る

条

例

+ 五 条 の 次 に 次 の =条 を 加 え

杉

並

X

特

別

X

税

条

例

 $\overline{}$

昭

和

 \equiv

+

九

年

杉

並

 \overline{X}

条

例

第

兀

+

号

の

部

を

次

の

ょ う

に

改

正

す

杉

亚

X

特

別

X

税

X 第 る

+ 民 税 に 係 る 給 与 所 得 者 の 扶 養 親 族 申 告 書

五 条 の 所 得 税 法 第 百 九 + 兀 条 第 頂

第

も れ の ば は な 5 当 な 該 11 申 者 告 $\overline{}$ 以 書 の 下 提 こ 出 の 条 の 際 に に お 経 しし て 由 す _ の ベ 給 規

_ 給 与 支 払 者 _ لح ١J う か 5 毎 年

L て X 長 に 提 出 L な け れ ば な 5 な L١

を

経

由

施

行

規

則

で

定

め

る

۲

こ

3

に

ょ

1)

次

に

掲

げ

る

事

項

を

記

載

L

た

申

告

書

を

当

該

給

与

支

払

者

最

初

に

給

与

の

支

払

を

受

け

る

日

の

前

日

ま

で

に

ㅎ

同

頂

の

給

与

等

の

支

払

者

以

下

こ

の

条

与

所

得

者

_

لح

11 う

で

X

内

に

住

所

を

定

に

ょ

1)

同

頂

に

規

定

す

る

申

告

書

を

提

出

に

お

L١

て

有

す

る

L

な

け

当 該 給 与 支 払 者 の 氏 名 又 は 名 称

扶 養 親 族 の 氏 名

Ξ そ の 他

施 行 規

則 で 定 め る 事

項

に 異 異 X ょ 動 動 内 前 1) を を に 項 生 生 住 又 そ じ じ 所 は た の た を 法 異 日 場 有 第 後 合 す \equiv 動 の 最 に る 百 内 初 は も + に 容 の 七 給 そ 条 前 は の 与 頂 の 又 そ Ξ 他 の 施 支 は の の 行 払 法 年 規 を 第 **ത** 第 受 \equiv 則 中 で け 百 途 頂 る + 定 に **ത** め 日 規 七 お 条 る の 11 定 事 前 の て に 日 \equiv 当 ょ 頂 を ま の 該 る で 申 記 申 載 に 第 告 告 L 書 書 た 施 頂 に を 記 提 申 行 の 告 規 給 載 出 書 則 与 L L で 支 た た を 定 払 事 給 当 者 与 め 頂 る 該 か に 所 ۲ 給 5 つ 得 こ 11 そ 者 与 支 3 て で

ത

3 支 払 前 者 に 頂 受 の 理 場 さ 合 に れ た お لح L١ て き は こ そ れ の 5 申 **ത** 告 規 書 定 は に ょ る そ 申 の 受 告 理 書 さ が そ れ た の 日 提 出 に \overline{X} の 長 際 に に 提 経 出 由 さ す れ ベ た き 給 も 与 0

لح

み

な

す

払

者

を

経

由

L

て

X

長

に

提

出

L

な

け

れ

ば

な

5

な

11

4 払 る 払 条 方 者 者 第 法 場 給 合 が 四 に 与 そ 頂 の 対 に 所 所 は 得 得 に 他 し 税 者 お の L١ 情 当 法 は 施 行 第 て 報 該 同 通 申 規 百 第 じ 信 告 則 九 + の 書 で 頂 $\overline{}$ に 定 及 技 八 に 紨 記 め 条 び 第 第 ょ を 載 る لح 1) 利 す 提 ベ こ 頂 用 頂 す 3 に 供 ㅎ の す る 事 に 規 規 る 方 項 ょ 定 定 こ 法 を 1) す に لح 電 る ょ で 当 が 磁 る あ 納 で 的 該 税 申 つ ㅎ て 方 申 地 告 る 告 施 法 の 書 行 書 所 の 規 電 の 轄 提 則 子 提 税 出 で 情 出 務 の 報 に 署 際 定 代 め 処 長 に え 理 の 経 る も 組 て 承 由 の 織 認 す 当 を ベ を を 使 受 き L١ 該 給 け 給 う 用 す 与 て 与 次 る 支 支 L١

5 لح 書 を 受 あ が 前 け る 頂 た لح の の 日 規 は あ る 定 ح 給 の の す 与 適 は る 支 \neg 用 払 申 が 者 告 あ 書 が る 提 に 場 合 供 記 を 載 に 受 す お ベ け け た き る لح 事 第 \equiv き 頂 を 頂 ۲ の لح 規 定 受 \neg の 理 給 適 さ 与 用 れ 支 に た 払 つ 日 者 11 に て 受 لح は 理 あ る さ 同 頂 **ത** れ た 中 は لح 提 き 申 供 告

 \overline{X} 民 税 に 係 る 公 的 年 金 等 受 給 者 の 扶 養 親 族 申 告 書

第 る 公 出 $\overline{}$ に 以 住 + 事 的 U 年 下 項 所 な 五 を 金 こ を け 条 等 記 の の 有 れ Ξ 条 ば の す 載 支 に る な し た 払 お も 5 所 な 申 を 11 の 得 告 受 て は 61 税 _ 者 書 け 法 当 第 を る 公 $\boldsymbol{\mathsf{H}}$ 的 該 以 当 年 申 **ത** 下 百 該 金 告 こ Ξ 前 書 条 公 日 等 の 条 的 ま 支 の の 年 で 払 提 に 五 金 に 者 出 お 第 **_** 等 ഗ L١ 支 施 لح 際 て 項 行 11 \neg 払 に の 規 う 規 者 経 公 を 則 由 的 定 $\overline{}$ 経 で す 年 に 由 定 か ベ 金 ょ L め 5 ㅎ 等 IJ て る 毎 同 受 同 لح 年 頂 給 項 者 \overline{X} こ 最 の に 3 公 規 長 初 に に に 的 لح 定 提 ょ 同 年 11 す 出 IJ 項 金 う る b に 等 申 次 規 の 告 な け に 定 支 で 書 掲 す 払 X を れ ば げ 提 者 内 る

一 当該公的年金等支払者の名称

な

5

な

L١

Ξ そ 扶 の 養 他 親 施 族 行 の 規 氏 則 名 で 定 め

る

事

頂

2 規 合 等 条 に 該 由 支 に 公 の 定 ょ し 前 \equiv に 限 払 て 項 る 的 の ょ 1) 者 申 年 提 又 \equiv 1) が 告 金 出 は 第 等 す 記 施 所 書 法 _ 載 行 得 支 る 第 に す 規 払 場 \equiv 項 税 記 則 百 の ベ 法 載 者 合 規 ㅎ で 第 し を に + =定 事 定 た お 七 経 に 条 頂 め 百 事 由 L١ \equiv ょ に る 項 し て の 代 لح 条 لح て \equiv る 異 当 申 え こ の 提 の 告 出 該 \equiv て 3 五 動 当 に が 申 書 第 L 第 を 該 ょ な た 告 異 提 1) 項 11 前 書 項 項 出 動 に لح に の す が 前 規 き 又 記 規 項 定 る な は は 載 定 こ 又 す 法 す L١ に لح 旨 は る 公 第 ベ ょ が 法 Ξ き を 玉 的 る 第 で 記 税 年 百 事 申 Ξ + き 載 金 頂 告 庁 る し 百 長 等 七 が 書 + 官 受 そ た 条 を 七 給 の 前 の の 公 条 \equiv 頂 承 者 年 的 又 の 認 は の の 年 は Ξ を \equiv 金 前 法 の 受 当 第 年 等 第 Ξ け 該 に 支 Ξ 第 て 頂 払 公 お L١ 百 l1 的 の 者 頂 る 年 規 を + て 当 0 場 七 金 定 経

3

第

頂

の

場

合

に

お

11

て

同

項

の

規

定

に

ょ

る

申

告

書

が

そ

の

提

出

の

際

に

経

由

す

ベ

き

公

的

年

金

等

支

払

者

に

受

理

さ

れ

た

لح

き

は

そ

ഗ

申

告

書

は

そ

の

受

理

さ

れ

た

日

に

 \overline{X}

長

に

提

出

さ

れ

た

ものとみなす。

4 的 て 支 年 61 払 公 る 者 金 的 等 場 が 年 支 合 所 金 払 に 得 等 受 者 は 税 に 法 給 対 施 第 者 行 は し 規 百 当 Ξ 則 第 条 該 で 定 申 **ത** 項 告 め 五 の る 書 第 規 لح に 兀 定 こ 記 頂 に 載 3 に ょ に る す 規 ょ ベ 定 申 IJ す 告 ㅎ 事 る 書 当 納 頂 の を 該 税 提 電 申 地 出 告 磁 の ഗ 的 書 所 際 方 の 轄 に 提 法 税 経 に 出 務 由 ょ に 署 す 1) 代 長 ベ 提 え **ത** き 供 て 承 公 す 認 的 当 年 る を こ 該 受 金 لح 公 け 等

5 前項の切る。

る

ഗ

は

 \neg

提

供

を

受

け

た

日

لح

す

る

لح 書 き が 前 項 لح لح の あ あ 規 る る 定 の の の は 適 は \neg \neg 用 公 申 が 的 告 あ 年 書 る 金 に 場 等 合 記 支 載 に す 払 お 者 ベ け が き る 提 事 第 供 頂 \equiv を 頂 を 受 _ の لح 規 け た 定 لح \neg の き 公 適 的 用 لح 年 に 金 つ \neg 等 しし 受 支 て 理 払 は さ 者 れ に 同 受 た 頂 日 理 中 さ لح れ 申 た 告 あ

項 規 لح 定 第 Ξ し + に Ξ 第 改 兀 め 条 頂 第 を 同 条 第 頂 五 第 中 頂 \equiv \neg لح 項 及 中 7*)*× L _ 公 第 的 及 年 Ξ び 金 頂 公 的 等 ഗ 次 年 に に 金 係 次 等 る に の 所 係 得 項 る を 所 を 加 得 削 え IJ る を 削 IJ 前 項 同 **ത** 条 規 中 定 第 五 を 項 \neg を 同 第 項 六 **ത**

の 11 該 る 規 年 第 定 年 度 中 龄 の 頂 六 初 \neg の + 給 日 給 与 五 に 与 歳 所 お 所 得 以 L١ 得 以 上 て 者 外 の 第 が 者 \equiv 前 لح で + 年 あ 六 あ 中 る る 条 に 場 **ത** の お 合 は しし に 第 て お 公 け 給 項 的 る に 与 年 規 金 所 前 得 定 等 及 頂 す の る び の 支 老 公 規 払 的 定 龄 を 年 の 等 受 適 年 金 け 等 用 金 た に に 給 者 係 つ 付 で る L١ の あ 所 て 支 IJ 得 は 払 以 を か こ 受 外 つ れ け 当 لح 5 7

4

第 第 Ξ 五 + + 兀 条 条 中 第 \equiv 頂 千 中 百 前 九 条 + 第 八 兀 円 項 を を _ 兀 前 千 条 第 六 百 五 + 頂 _ 八 円 に 改 に め 改 る め

る

す

る

附 附 則 則 第 第 + 六 Ξ 条 条 の の Ξ 第 を 次 頂 中 **ത** ょ \neg う 千 に 五 改 百 六 め 十 四 円 を 千 百 九 十 円 に 改 め る

る

第 項 等 等 四 十 非 の の 譲 座 者 + \equiv 金 渡 で が 第 課 管 لح 額 第 所 以 理 条 定 五 税 لح 得 め 下 61 以 契 頂 の 頂 る こ う 約 第 Ξ を の 上 座 ᆫ X 金 لح の **ഗ** 内 に こ 分 規 額 条 لح 号 X 上 同 定 又 条 に 民 場 L 3 に を 11 て す う 規 税 は に お 有 第 株 る 雑 ょ 11 す 五 定 の 式 こ る 項 $\overline{}$ す 等 株 所 IJ て 所 式 n 得 場 第 に 同 る 得 **ത** 当 5 等 の じ 合 基 非 割 譲 金 該 号 づ 課 **ത ത** に **ത** 渡 $\overline{}$ 金 譲 額 非 は に き 稅 納 に لح 課 規 額 渡 の 同 上 税 係 当 税 そ 条 を に 譲 場 義 る 定 X 計 ょ 該 渡 れ す 第 株 務 算 る 非 座 を ぞ る 式 者 民 れ 非 等 が す 事 課 内 L 項 税 業 税 た 課 に 管 る H の の 場 場 規 理 も 所 非 税 前 所 合 契 年 の 得 座 株 課 定 得 لح 内 式 税 す 約 中 計 の に 座 す 上 る 金 等 は に 算 $\overline{}$ $\overline{}$ 場 非 次 る 額 の 座 以 租 の 株 譲 令 下 課 頂 税 特 に 譲 式 渡 附 係 こ 税 に 特 例 別 渡 等 に 則 る の お 以 条 座 措 所 ょ 第 非 L١ + て 置 得 外 る 課 に 内 の 事 八 税 お 上 \neg 法 の 業 金 条 場 非 第 同 しし 額 法 所 の 座 て 株 課 又 第 得 六 式 税 + 内 \neg \equiv 上 非 等 上 七 は **ത** の + 金 場 課 場 条 雑 そ 額 第 税 株 所 七 株 の 条 \equiv 得 尤 式 + \Box 0

2 に 譲 の L١ に 非 項 お 課 ょ 渡 て 租 が に は る L١ 税 税 非 お 7 特 あ そ 課 つ 11 同 座 別 稅 た て の じ 内 措 も \neg 事 上 置 $\overline{}$ 法 座 払 由 場 **ത** 出 第 内 لح が が 株 Ξ \vdash し 生 あ 式 じ + 場 つ 等 時 同 法 た た の 七 株 0 式 第 金 時 場 条 \equiv 合 部 等 額 に の の + に 又 + لح は 兀 払 七 令 は 条 附 出 11 全 第 当 の う 則 部 兀 L + が 第 該 の 項 兀 あ + 払 払 各 第 出 出 つ に 号 八 条 L た 兀 ょ L に が 掲 非 頂 1) の 課 第 非 振 六 あ げ 課 税 の つ 替 る 号 税 た に 事 上 第 非 ょ 由 座 に を 掲 場 課 る に 開 げ 株 頂 税 も ょ 設 る 式 で の IJ 座 し 移 等 定 を 管 管 め 内 含 非 又 理 る 上 む 課 は 返 契 金 場 税 開 還 約 株 額 以 設 又 式 下 に 座 は 基 以 等 L こ か て 廃 ブ 下 の に 5 < 頂

止

つ

0

附 条 租 例 第 等 例 な 非 つ た 附 同 約 税 法 則 法 課 \overline{X} 則 等 し た に 条 第 等 項 関 て 第 時 民 に 第 税 + の 約 に 第 す 関 + Ξ に 税 兀 改 Ξ る す 兀 + 座 の 実 の 前 実 条 項 七 条 施 め 号 法 る 内 そ 所 律 の に 施 法 の 及 条 上 の 得 伴 律 兀 び 場 五 に 第 **ത** 払 割 同 ᆫ う 伴 条 第 附 + 第 \equiv に 株 出 の 所 う 第 項 を 則 式 L 納 得 六 及 等 時 項 所 \neg _ 項 第 の 税 + \equiv 中 税 得 項 び 租 租 中 義 0 の \equiv _ 法 税 中 第 税 税 \neg 第 数 金 務 租 法 条 条 条 _ \neg 五 租 に 額 者 法 稅 租 項 約 約 税 の 項 相 を に 条 条 規 に 当 つ 人 法 税 第 実 等 も 約 税 人 条 す \equiv 施 約 定 規 つ 61 の 税 そ 法 約 号 特 実 の 定 る て て 実 施 及 法 実 中 例 施 実 の す 数 当 は び 及 る 特 施 \neg 法 に 施 他 ഗ 該 当 伴 当 地 び 特 に 上 移 例 租 の 法 例 税 う 伴 こ 場 該 方 地 を 管 該 税 方 法 条 所 う 株 非 移 \neg の **_** を 法 税 約 租 得 所 条 式 課 返 管 還 **ഗ** 法 を 実 税 税 得 例 等 税 特 条 法 税 又 租 の \neg 施 の の 返 規 税 例 特 租 特 約 法 取 座 は 還 条 等 例 税 例 等 法 定 得 内 廃 又 条 は 約 に 等 法 実 人 法 を を 上 止 人 関 に 約 施 税 適 場 に 等 し 廃 関 等 税 実 す を 特 法 用 た 株 ょ 止 す 施 る す 実 \neg 例 及 法 も 式 る に 特 法 る 施 租 法 び 及 る の 等 払 ょ _ لح 地 لح 出 例 律 法 特 税 び る 法 律 例 条 に 方 地 そ 払 同 L _ 法 約 改 税 れ が 出 に 方 改 を 等 法 ぞ 詺 に め 税 あ U 改 め に 実 の 法 れ 柄 が \neg つ 特 る 租 施 同 め ഗ み **ത** た あ

附則

る

税

特

条

例

特

第 号 に 条 定 こ め る の 条 \Box か 例 5 は 施 行 公 す 布 る の 日 か 5 施 行 す る た だ し 次 の 各 号 に 掲 げ る 規 定 は 当 該

各

定 第 平 五 成 + + 条 **ത** 年 改 + 正 月 規 定 日 及 び 附 則 第 六 条 の 第 項 の 改 正 規 定 並 び に 附 則 第 \equiv 条 の 規

第

+

五

条

ഗ

次

に

_

条

を

加

え

る

改

正

規

定

並

び

に

第

 \equiv

+

 \equiv

条

及

び

第

 \equiv

+

兀

条

第

項

の

第 の 下 \equiv X _ 条 改 民 新 附 正 税 条 別 則 規 例 段 第 に 定 つ + 並 の لح 定 Ξ び l J 条 に て 11 め う 適 が の 次 条 用 あ \equiv $\overline{}$ る 第 し の 改 の も 規 平 の 正 項 成 定 を 規 か 中 除 定 5 + \overline{X} き 及 第 民 び 五 税 年 こ 次 頂 度 に の 条 ま 分 関 条 第 で ま す 六 例 の で る 規 に 頂 部 の ょ の 定 \overline{X} 分 る 規 定 民 は 改 平 税 正 成 平 に 後 平 つ 成 の 成 + =杉 Ξ 61 + て 並 + 年 = 五 は X 年 特 年 月 な 度 別 お 以 \overline{X} 月 日 従 後 税 条 前 の 日 年 例 ഗ 例 度

以

分

に

2 び 新 条 例 第 十 五 条 の の 規 定 は 平 成 + Ξ 年 月 日 以 後 に 提 出 す る 同 条 第 項 及

3 第 新 条 例 項 第 に 規 + 定 五 す 条 る の 申 Ξ 告 書 0 規 に 定 つ は しし 7 平 適 用 成 す + る Ξ 年 月 日 以 後 に 提 出 す る 同 条 第 項 に

規

定

す

る

申

告

書

に

つ

11

て

適

用

す

る

ょ

る

4 る し 書 第 お に 六 記 た 61 平 も 号 **ഗ** 事 同 載 成 て 条 頂 $\overline{}$ L は لح 第 た + の 第 う 事 \equiv L 同 て ち 頂 条 項 条 年 _ 第 中 同 前 **ഗ ത** 規 頂 頂 規 لح に の 各 定 定 あ 頂 新 規 号 に る 中 に 条 又 定 例 ょ ょ の \neg を は IJ る は 前 第 法 改 頂 =適 提 + 用 第 出 正 又 =す 五 L 前 所 は 得 法 条 る た 百 の + 同 所 税 第 の 七 条 得 法 \equiv 三 条 第 等 税 百 第 + の 法 の \equiv 項 七 第 項 の 部 条 の の \equiv 規 百 を の 規 Ξ 改 Ξ 第 定 定 条 正 に の に す Ξ 項 ょ の ょ 各 る 五 る 第 る 号 申 第 法 申 告 律 に 項 告 掲 書 項 **ത** 書 $\overline{}$ 平 規 げ を の を る 含 規 定 提 成 _ 事 む 定 に 出 頂 に + ょ す =に ょ る る に る 年 申 場 相 当 記 申 法 告 合 載 す 告 律 に

年 度 新 条 以 後 例 第 の 年 \equiv 度 + Ξ 分 の 条 第 X =民 税 項 に か 5 つ 第 11 六 7 適 頂 用 ま し で 及 平 び 成 第 \equiv + + 兀 条 年 度 第 分 ま 項 で の **ഗ** 規 X 定 民 は 税 に 平 つ 成 61 + て \equiv は

5

な

お

従

前

の

例

に

ょ

る

用

す

る

税

に

つ

L١

て

適

2 第 こ も る 場 لح 定 得 項 卸 た Ξ に 者 の 渡 に 号 条 掲 税 も 合 等 ㅎ 製 税 及 売 指 **ത** し لح げ に 造 ょ 法 び に 又 定 又 製 の 0 で は 販 诰 る 課 み に は あ 場 1) 等 第 売 規 は \Box は 平 限 \overline{X} こ 製 業 課 成 た 製 税 な る か の 六 定 同 前 場 造 者 ば 造 標 る **ഗ** れ 5 _ 項 す 条 に す U + て こ た 準 \overline{X} 合 5 移 た 部 に 等 る 第 地 ベ ば \smile 域 出 ば を 方 き は に お 売 ഗ 次 こ こ 税 で 年 を 内 は 者 し 改 61 新 渡 項 こ 믕 当 の れ 指 に X が た の 正 て 条 L の 法 あ + つ に 定 製 す $\overline{\mathsf{X}}$ 該 5 所 の 卸 も 同 例 を 売 $\overline{}$ 月 じ 掲 分 \Box 在 造 る 第 昭 た 売 **ത** X 売 ഗ 除 渡 げ に IJ 者 に す 域 販 لح 者 法 匹 < し 和 特 日 X لح 律 + 若 _ 別 る 応 渡 に る 内 売 み + 製 当 又 \smile 次 じ 特 の 業 な し 八 X し に $\overline{}$ し 当 て 平 た 別 者 は 条 < た 诰 X 該 所 L が 五 頂 て 当 成 第 も X 域 製 在 等 小 行 は 年 ば 及 た 該 ば 各 た 内 造 す لح 同 該 売 わ 消 法 こ 7*)*× の こ 号 لح ば に た る し 項 製 + 販 頂 れ 費 律 税 第 _ こ 営 ば を に み 貯 て **ത** 造 売 に た 等 第 に \equiv 当 税 業 こ 規 た 年 業 規 製 つ 除 定 な 頂 蔵 さ を ば 法 者 造 に < め を 所 場 該 定 定 同 百 11 課 製 こ 律 す 法 る れ 0 直 所 に が た て お 税 る す 所 接 造 ょ を 第 る ば 第 + あ は 61 る 指 こ 六 て 率 製 在 管 こ た 1) 六 る 卸 兀 千 造 す 理 に れ ば た 定 号 場 売 を 百 号 な 7 $\overline{}$ 合 \smile た る す 5 こ ば \Box 販 指 六 お 本 ょ こ 指 に 1) ば の 小 る の $\overline{}$ こ に 附 に 売 定 + 第 従 定 こ こ 営 こ 兀 つ 特 場 売 者 税 則 お 業 日 九 前 日 合 業 に 条 百 き 別 の 販 が れ を れ 第 11 者 **ത** \equiv 六 千 $\overline{\mathbf{X}}$ 本 に 売 所 小 5 課 5 て 等 販 第 例 لح + + Ξ た 数 お 業 に さ の を 売 _ に 61 売 の ば لح け 者 お 者 者 九 こ 項 五 ょ う 百 販 れ 11 の こ し る に L١ 売 が る の 条 れ う た 第 条 る + 税 特 売 て 業 卸 こ 製 第 5 め 第 _ 円 別 1) 者 لح 造 の 以 号 を 次 所 売 所 前 لح た 項 者 下 課 **ത** X 渡 持 で 販 持 及 頂 に す 各 た さ な ば の が こ す び し あ 売 の 課 ば 業 こ 規 る 묵 た る る れ 所 (ന る 第 売 U

3 の 前 部 項 新 を に 条 改 規 例 正 定 附 す す 則 る 第 る 省 者 六 令 は 条 の 平 同 成 項 第 _ に 規 +項 定 に す 規 年 総 る 定 務 貯 す 省 蔵 る 令 場 紙 第 巻 所 又 た + は ば 七 営 こ 号 業 $\overline{}$ 所 千 別 ご 本 記 لح に 第 に つ き 号 六 地 樣 方 百 式 税 法 + に 六 ょ 施 円 る 行 申 規

則

告

4 告 に 施 前 係 項 行 規 る の 則 税 規 金 定 لح を に 地 ょ L١ う 方 る 税 申 告 法 書 第 施 Ξ 行 を + 規 提 四 則 出 号 L 昭 た の 和 者 の は 五 + 平 樣 九 式 成 年 総 に 理 + ょ \equiv る 府 令 納 年 \equiv 第 付 書 =月 + Ξ に + \equiv ょ 号 つ て 日 納 第 ま 付 六 で 項 に U な に そ け お れ しし の ば 申 て

5

な

5

な

L١

書

を

指

定

日

か

5

起

算

L

て

月

以

内

に

X

長

に

提

出

し

な

け

れ

ば

な

5

な

11

る 樣 号 第 も 第 新 あ + + 式 条 る も 五 **ത** 第 七 + _ の 項 例 以 の の Ξ 号 لح 又 年 لح 第 下 は ほ 項 す は 改 \smile 五 こ 条 か の あ \neg る + 杉 **ഗ** 規 第 正 別 る の _ 条 記 の 節 並 規 新 定 例 第 条 に $\overline{\mathsf{X}}$ 定 条 に 頂 は 例 附 \neg の お 特 を ょ \equiv لح 則 号 地 L١ 別 適 第 1) 方 第 特 あ 第 樣 て \overline{X} 用 八 式 す 条 る Ξ 稅 兀 \neg 稅 別 _ の 条 法 項 平 条 る \overline{X} 第 لح 中 成 例 第 は 施 た こ 兀 行 の 五 ば + + 平 規 ഗ こ 頂 同 施 条 場 条 成 則 行 部 税 第 合 第 لح の 規 年 を を 五 十 則 改 改 に 課 頂 部 項 す 新 第 正 正 お 条 Ξ 年 中 を 条 す 11 る 改 改 + 例 て 例 \neg る 第 場 正 兀 _ 条 五 合 正 第 第 条 五 す 号 لح 例 新 + に _ + 項 る 条 は 例 の 11 $\overline{}$ 又 省 平 例 条 附 Ξ う は 令 樣 則 条 成 第 の 同 $\overline{}$ 第 第 第 式 五 \equiv 項 _ Ξ 平 又 + 第 附 + か 条 項 頂 成 は 則 兀 条 5 _ 中 頂 第 第 第 年 第 前 لح + \equiv \equiv 杉 _ 及 四 項 \neg 第 あ + 条 並 頂 び ま 項 五 兀 第 第 る 年 \overline{X} 中 で لح + の 総 号 条 五 に \neg =は 務 項 例 項 規 読 の 前 省 第 項 亚 み 条 定 平 令 の ۲ び す 替 の =لح に え 成 第 る

6 卸 売 販 売 業 者 等 が 販 売 契 約 の 解 除 そ の 他 ゃ む を 得 な 61 理 由 に ょ 1) X の \overline{X} 域 内 に 営

返 第 又 に 該 ば X 業 還 五 は 係 製 こ た 所 当 + 造 税 ば に る の =控 た こ 係 該 に 所 る 条 卸 除 ば 相 税 在 こ 当 売 又 す 製 の を に 造 \equiv 販 は す 課 る た 第 売 還 つ る さ 小 ば 業 付 ㅎ 金 売 _ れ こ 販 項 者 に 納 額 た 併 売 の か 等 付 を 又 せ さ 業 品 5 に て、 第 れ 目 還 新 は 者 ご \equiv 付 た 条 課 に 当 لح す 例 さ 売 項 **ഗ** る 又 れ 1) ま 該 第 で 数 卸 は る 渡 五 + ベ 量 の こ 売 納 L に 規 の 販 付 き た つ 定 場 売 さ 条 製 も に 業 L١ 合 れ 造 の の て ょ に 者 る 四 た の の IJ お 等 ベ 返 ば の 眀 X 11 に き 規 還 こ 細 係 特 の 長 て 定 を を に る 別 受 う に ち 記 提 当 特 X 準 け 載 出 該 別 た じ た す 卸 X ば て 場 第 し =ベ こ 合 た 売 た き ば 税 項 施 販 同 に 申 売 こ 額 条 は 行 の 規 告 業 規 税 に の 当 則 書 者 額 相 規 定 等 当 に 第 に か 定 該 + す は が 5 特 ょ に 六 新 控 る 別 IJ ょ 号 当 金 条 除 1) X 特 該 例 額 当 別 **ത** た し

提案理由)

五

樣

式

に

ょ

る

書

類

を

添

付

L

な

け

れ

ば

な

5

な

11

給 与 所 得 者 等 に 係 る 扶 養 親 族 申 告 の 提 出 に 関 す る 規 定 を 設 け る 等 の 必 要 が あ る。 ニ ー な

該

給

与

支 払

者

の

氏

名

又

は

名

称

扶

養

親

族

の

氏

名

け

れ

ば

な

5

な

۱) ° 当

該

給

与

支

払

者

を

経

由

U

て

X

長

に

提

出

次

に

掲

げ

る

事

項

を

記

載

L

た

申告

書

を、、

日

ま

で

に

施

行

規

則

で

定

め

る

と こ

3

に

ょ

こ

の

条

に

お

τ

給

与

支

払

者

۲

しり

う。

か

5

毎

年

最

初

に

給

与

の支払

を 受

け

る

日

の

前

に

経

由

す

ㅎ

同

項

の

給

与

等

の

支

払

者

以

下

所

を

有

す

る

も

の

は

当

該

申

告

書

の

提

出

の

際

杉 亚 X 特 別 X 稅 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例 新 旧 対 照 表

な 規 五 新 税 定 条 給 け に 与 に れ の 係 所 ば ょ る 得 な IJ 給 者 5 同 所 与 な 得 項 条 所 لح 税 しし に 得 者 規 法 ١١ 者 う。 第 定 の 以 す 百 扶 下 る 九 養 こ で 申 + 親 告 X の 四 例 条 書 条 族 内 申 第 に を に 提 告 住 お 旧

 \subseteq

民

出

L

L١

て

項

の

+

条

例

2 \equiv そ の 他 施 行 規 則 で 定 め る 事 項

で の X 規 前 定 内 項 に に 又 ょ は 住 所 る 法 第三 申 を 告 有 す 書 百 る を + も 提 七 出 条 の は の し た \equiv そ 給 の の 与 年 所 第 得 の 中 者 頂

途 に お しし て 該 申 告 書 に 記 載 L た 事 項 に つ

しし て 異 動 を 生 じ た 場 合 に は 前 項 又 は 法 第

百 + 七 条 の Ξ の 第 項 の 給 与 支 払 者 か

を 5 受 そ け の 異 日 動 を の 生 前 じ 日 た で 日 後 に 最 初 施 行 に 規 給 則 与 の 定 支 払 め

۲ こ 3 に ょ IJ そ の 異 動 の 内 容 そ の 他 施

該 規 給 則 与 で 支 定 払 め 者 る を 事 経 項 由 を 記 U 7 載 し た X 長 申 告 に 書 提 出 を

当

行

る

る

ま

で

な れ ば な 5 な ١, ١

3

ょ 前け る 申 告 項 書 の 場 が そ 合 に の お 提 出 しし て の 際 こ に 経 れ 5 由 す の ベ 規 き 定 給 に

は そ の 受 理 さ れ た 日 に X 長 に 提 出 さ れ 与

支

払

者

に

受

理

さ

れ

た

۲

き

は

そ

の

申

告

も の لح み な す。

4 に ょ 給 る 与 申 所 告 得 者 書 は の 提 出 第 の 際 項 及 に 経 び 第 由 す 項 き の 給 規 与 定

第

_ +

五

条

の

所

得

税

法

第

百

 \equiv

条

の

五

第

5 申 $\overline{\times}$ 告 1) 使 き 支 き を 用 給 て た に 定 書 与 لح 項 書 す 払 提 項 提 す 用 事 ょ 民 L١ L١ 前 う。 稅 供 き لح を が 供 る す 支 る 者 の 項 IJ る 項 を 規 す 方 払 場 る を 納 に あ が の 受 ح ح ع 法 者 合 係 る 定 規 る 次 方 電 税 所 け 条 で 法 磁 該 定 得 る の あ の に に 地 公 は る 適 ۲ 第 そ 対 申 た あ 的 は の の 税 日 給与 受 が 四 用 つ 方 U 告 所 的 の 適 の 法 理 年 で て 書 給 は に 項 法 第 用 他 轄 施 当 金 ح さ 与 支 つ が き 施 行 税 に の の 百 る。 払 等 す れ 支 申 お 情 電 該 提 務 九 しし あ 行 規 受 者 た 払 告 る しし 規 報 子 申 出 則 + 7 署 給 日 に 者 は 則 通 情 で 書 場 て 長 八 に 受 者 が 書 代 定 条 合 で 信 報 に 同 の 理 提 え の 記 じ 定 処 め 承 第 لح 同 に の に さ て 扶 供 め 理 記 る 載 項 お 技 認 あ れ る とこ る を す 中 紨 載 養 け 組 を 項 親 受 た に も す 受 る を 織 に の け 第 利 該 ح を ろ 族 は き 申 ょ の け 規

払 払 ま 定 出 内 出 L١ 項 す 者 者 て で の の に L る 住 な 際 規 に 以 公 لح 公 に 所 け 定 的 下 経 的 しし を れ に 施 う。 年 こ 年 由 有 ば ょ 行 金 す す 金 な の IJ 規 条 る 等 ベ 等 5 同 則 か ㅎ も 受 な に 項 の で 支 5 同 給 に の お しし 定 払 毎 項 は 者 規 者 しし め を 年 て の 定 る 受 最 以 公 ٢ す と こ け しし 下 初 的 該 る 公 う。 る 的 年 申 こ 申 に 3 告 日 金 告 同 年 の を、 に 等 書 条 項 金 書 の ょ の 等 の 前 に を で に

2 三 二 一 提 当) (I 日 規 支 支 提 提 $\overline{\mathsf{X}}$ お 出 該 前 公 次 項 扶 そ L な 的 又 の 養 該 に は 公 け 年 掲 他 親 法 族 的 金 げ 施 れ 第三 年 ば 等 行 る $\boldsymbol{\sigma}$ 事 氏 金 な 支 規 等 5 項 百 則 名 払 + 支 な 者 を で 七 定 払 を 記 l1 経 条 者 載 め る の 由 U の 名 た 事 し 項 称 て 申 \mathfrak{O} 告 書 第 X 長

て

当

該

公

的

年

金

等

支

払

者

を

経

由

て

提

出

に

記

載

す

ベ

ㅎ

事

項

が

そ

の

年

の

前

年

に

お

しし

経

由

7

提

出

す

る

場

合

に

お

L١

て

該

申

の

規

定

に

ょ

る

申

告

書

を

公

的

年

金

等

支

払

者

を

 \equiv

項

に

4 3 告 る 代 の 三 に 等 る れ 年 ょ は こ け 公 が の 五 た 支 え 書 3 第 前 規 申 金 申 第 る 法 て 的 な 規 た 定 告 は 等 告 申 第 て 第 に 年 定 払 的 も しし しし 項 項 す 支 告 年 項 ょ る 金 ح に 者 書 書 又 の 払 ۲ そ が 書 百 該 IJ 場 に 等 き は 金 る が の の 項 ょ 等 者 納 所 み の そ 場 を + 異 合 規 支 は る 提 法 の 出 受 な 受 に 合 提 七 に 定 払 申 第 規 税 得 の 動 前 す。 受 税 給 理 提 出 条 定 項 限 す 者 告 地 の に が 公 理 さ 又 る 法 際 者 出 す の な に が 的 書 百 の お IJ 第 は さ Ξ ょ は 所 年 + 所 に れ の しし ること しし 玉 に 百百 轄 経 れ 際 て、 の 旨 IJ 法 税 得 金 七 た 施 記 稅 由 日 た を 記 第 行 税 等 載 条 第 庁 に 三条 Ξ ح 経 が 第 法 受 す 記 載 務 に 同 規 長 の U き 項 $\overline{\mathsf{X}}$ 百 第 給 Ξ 署 ベ 項 で す 則 た 由 載 官 の す ㅎ 者 長 き 長 は 頂 ベ + 事 の の し で の の 百三 五 規 規 承 項 公 に ベ の た き 七 定 は の 第 前 的 そ 定 規 事 条 認 承 定 提 ㅎ め لح 第 当 兀 出 に 定 条 異 認 年 に $\boldsymbol{\sigma}$ 項 項 の る を 公 的 又 受 申 を 項 金 ょ さ ょ に の 該 動 項 に

受 に こ 記 該 3 け 載 公 に て す 的 ょ 61 ベ 年 IJ る ㅎ 金 場 当 事 等 合 項 支 該 に を 払 申 は 者 告 雷 磁 に 書 施 対 的 行 の 提 方 規 L 法 出 則 当 に に で 該 ょ 代 定 え 1) 申 め て 提 る 供 لح

す

る

ح

が

で

き

る。

5 日 が れ 告 た 項 書 提 項 前 を が لح の 項 لح 供 ㅎ 規 \odot あ を لح لح 定 規 受 る لح 定 あ の け の る あ 適 \odot は た 用 る 公 の 適 ۲ の 的 は 用 に 提 き は 年 つ が 供 金 申 L١ あ لح を 等 告 公 る て 受 支 書 的 は 場 け 払 年 に 合 受 た 者 金 記 同 に 日 理 等 載 項 お に さ 支 受 す 中 け لح れ 払 理 る 者 さ 第 た 申

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

る。

務 者 前 頂 の 前 の 年 納 中 税 の 義 所 務 得 者 に に 給 つ 与 61 所 て 得 当 該 納 税 義

2

第三

+

 \equiv

条

略

――以外の所得がある場合にお

いては、当該給与所得「

|---||以外の所得に係る所得割額を同・|--||

頂

の

る

所

得

以

外

の

所

得

に

係

る

所

得

割

額

を

前

頂

の

係お

(給与所得に係る区民税の特別徴

収

第三十三条 略

2 L١ 金 務 て 等 者 前 は に 項 の 係 の 前 当 る 年 納 該 所 中 税 給 得 の 義 与 以 所 務 所 外 得 者 得 に に の 及 給 つ 所 び 得 与 11 公 が 所 て 的 得 あ 年 る 及 当 金 場 び 該 等 合 公 納 に 的 税 に

年

義

与

所

得

以

外

の

つ 額 す 規 て の ベ 定 合 徴 ㅎ に 収 算 給 ょ す 額 与 つ る に 所 て 加 得 特 た 別 算 に だ し 係 徴 ЦΣ 7 る U 特 所 の 第 別 得 方 徴 割 法 十 収 額 に 兀 の 及 ょ 条 方 つ び 均 て 第 法 徴 等 に 項 ょ 割 収

ഗ 申 告 書 に 給 与 所 得

る の لح 方 き 法 以 は 外 に ょ の こ つ 所 の て 得 徴 に 限 1) 収 係 さ で る 所 な れ しし た 得 11 割 旨 額 を の 普 記 載 通 が 徴 あ 収

前 頂 本 文 の 規 定 に ょ つ て 給 与 所

得

者

の

給

3

3

得 与 に 所 係 得 る 所 得 割 額 を 特 別 徴 収 の 方 法 以 に 外 ょ の つ 所

給 て 与 徴 所 収 得 す 者 る こ に つ ح لح L١ て な 給 つ 与 た 所 後 得 に お L١ て 当 該

以

外

の

所

得

に

係

る

所

得

割

額

収 の 全 事 す 部 情 る 又 が こ は لح 生 じ が 部 た 適 を た 当 特 め で 別 当 な 徴 該 L١ 収 لح 給 の 与 認 方 法 所 め 得 5 に 者 ょ れ か る つ 特 5 て 徴の 給 別

収 得 に の 方 係 法 る に 所 ょ 得 1) 割 徴 額 収 の す 全 る 部 こ 又 لح は لح さ 部 れ を 普 た 通 L١ 旨 徴所

額 す 規 る の 所 **ത** つ لح 方 得 申 て の ベ 定 合 き 法 以 告 徴 き に は に 外 書 収 算 給 ょ ょ す 額 の に 与 つ こ つ 所 給 る 所 7 に 得 の て 与 加 得 特 限 徴 に 所 た 算 に 別 だ 1) 収 係 得 し 係 徴 で さ る 及 て る 収 し び 特 な れ 所 所 の L١ た 得 別 得 方 公 第 L١ 割 的 徴 割 法 + 収 額 旨 額 年 に の を 金 兀 の 及 ょ 記 普 等 条 方 7ぶ つ 通 第 法 均 て 載 に が 徴 に 等 徴 係 収 る 収 あ 項 ょ 割

与 徴 に 所 前 所 収 係 得 頂 得 す る 及 本 者 る び 文 所 こ 得 公 の に つ لح 割 的 規 L١ لح 額 年 定 て 金 な を に 給 つ 特 等 ょ 与 た 別 に つ 徴 係 て 所 後 得 に 収 る 給 与 及 お の 所 び L١ 方 得 所 公 て 法 以 得 的 に 外 者 当 年 ょ **ത ത** 金 該 つ 所 給

ЦX 得 収 得 与 与 の 全 等 給 て す 部 の に 事 に 所 方 係 得 情 る 又 係 こ は 法 る 及 が る に لح び 生 所 所 ょ 得 公 じ が 部 得 1) 割 的 た 適 を 以 徴 額 年 た 当 特 外 別 収 の 金 め で の す 全 等 当 な 徴 所 る 部 に 該 Ll 収 得 こ 又 係 لح 給 の に は ح る 与 認 方 係 ح _ 所 所 め 法 る さ 部 得 得 5 に 所 れ を 以 者 れ ょ 得 普 外 か る つ 割 た 通 5 特 7 額 l J の 旨 徴 所 給 別 徴 の

別 な **ത** る 徴 L١ 申 所 لح 得 収 出 認 が 割 の 方 め あ 額 で 法 5 つ ま た に れ だ ょ る 場 つ لح 合 特 別 て き で 徴 そ 徴 は 収 収 の に す X 以 事 ょ 外 ベ 長 情 1) の ㅎ は が 徴 給 き 所 収 得 与 当 む を し に 所 該

4 に しし な ょ IJ L١ 徴 額 収 の 全 す る 部 も 又 は の لح す 部 る を 普 通 徴 収 の 方 公 法

て

係

得

特

得

的 年 第 金 等 項 の の 支 給 払 与 を 所 受 得 け 者 が た 前 者 で 年 あ 中 1) に お か 11 つ て

当

該

年

度

の

初

日

に

お

L١

て

第

+

六

条

の

第

け 項 て ١J に 規 る 年 定 낡 す 六 る + 老 五 龄 歳 等 年 以 上 金 の 給 者 付 で の あ 支 る 払 場 を 合 受

に お け る 前 項 の 規 定 の 適 用 に つ L١ て は

は こ れ 5 給 の 与 規 所 定 中 得 及 給 び 公 与 的 所 年 得 金 以 等 外 に لح 係 る あ る 所 得 の

以外」とする。

6 5

略

略

第 Ξ 給 + 与 兀 所 条 得 に 前 係 条 る 第 特 別 頂 徴 及 収 び 義 第 務 者 項 の 指 の 規 定 定 等

 $\overline{}$ 第 Ξ 給 + 与 兀 所 条 得 に 前係 条 る 第特 別 項 徴 及 収 び 義 第 務 者 項の の 指 規定 定 等 に

に

L١ る 及 別 な **ത** な 所 び 徴 L١ 申 L١ 得 収 لح 出 公 額 認 が 割 的 の 年 の 額 方 め あ 全 金 つ で 法 5 部 等 た ま に れ 又 だ に ょ る 場 つ は 特 係 لح 合 _ て き で 別 る そ 部 徴 所 徴 は 収 収 を 得 の 普 す 事 に 以 X 通 ょ 外 ベ 長 情 徴 1) の き は が 収 給 徴 所 き 収 与 当 の 得 む 方 該 を L に 所

より徴収するものとする。

法

て

係

得

特得

に

た

ば

こ

稅

の

税

率

の

特

例

附

則

第

五

+

_

条

た

ば

こ

稅

0

税

率

は

千

本

に

つ

き

兀

千

六

百

+

八

円

ح

す

る

第

六

条

の

た

ば

事

業

法

附

則

第

条

の

規

定

2 $\overline{}$ た じ 理 の 同 別 あ を 法 払 $\overline{}$ **ത** 者 ば す 法 略 支 項 徴 る 第 を 納 は 人 $\overline{}$ こ 収 る す 払 の も 百 人 稅 ത 当 当 税 を に の 際 る で 八 義 定 す + 者 他 な 該 の 該 係 لح 所 務 め 税 る 給 る L 得 \equiv を の L١ 者 年 の 者 与 \overline{X} 含 X 率 税 条 社 に 度 あ لح 所 民 を む 市 寸 対 の の 前 る 又 な 得 稅 条 徴 規 町 初 し つ 者 収 以 **ത** 第 定 村 も は て 日 た に 特 五 し に 下 内 給 の 財 に 者 対 別 項 て ょ 同 に 4 与 お を لح し 徴 の 納 つ じ お で の 11 含 す 代 て 収 規 付 て い 支 て む る 新 定 す 給 て 表 払 義 同 る 務 に 与 で 給 者 を 条 た 以 ょ 義 の 所 与 又 す 第 に 者 下 支 得 は 給 は る 務 0 る 特 が 払 支 者 与 税 同 管

特 別 徴 収 に 係 X 民 税 の 特 別 徴 収 義 項 務

ょ

る

る

者

は

当

該

年

度

の

初

日

に

お

11

て

同

条

第

項

ょ

る

特

別

徴

収

に

係

る

X

民

税

の

特

別

徴

収

義

務

法 じ 理 の 同 別 あ を 払 $\overline{}$ **ത** 徴 す 第 を 法 納 支 項 る 人 す る $\overline{}$ 払 の 収 も 百 人 税 ത 当 る で を に の 際 八 $\overline{}$ 義 定 + す 該 係 لح 者 他 な 務 所 め Ξ る 給 る L 得 を の 11 者 の 者 与 X 税 条 含 X 社 に あ لح 所 民 前 を の む 市 4 対 る 条 徴 規 町 又 な 得 税 し つ 者 第 収 以 村 も は て の 定 た に 特 兀 L に 下 内 財 給 **ഗ** 者 対 別 項 て ょ 与 同 に 4 を じ لح L 徴 0 納 つ お で の 含 す て 収 規 て 代 支 付 ŀ١ む る 新 義 定 す 給 て 表 払 た 務 に る 与 で 給 者 を 以 与 又 す 者 ょ 義 の 所 に 支 得 ഗ 下 は る 給 は る 務 与 特 が 払 税 支 同 管 者

2 略

第一 た ば こ 税 の 税 率

五 + _ 条 た ば こ 税 の 税 率 は 千 本 に

ㅎ

千 百 九 +八 円 لح す る

附 則

た ば こ 稅 の 税 率 の 特 例 $\overline{}$

第 六 条 の た ば こ 事 業 法 附 則 第 条 の 規 定

こ 規 定 + に お 千 に す 年 定 け ょ る る 法 る 百 に 係 九 か る 品 紙 律 廃 + か 巻 第 た 目 止 円 わ ば لح た 百 前 5 こ ば 同 の لح ず 税 こ + 製 Ξ す の で 造 る。 当 税 級 号 た あ 分 率 る $\overline{}$ ば 品 の 喫 第 こ は の 間 当 定 煙 第 用 該 条 価 千 五 の 廃 第 法 + 紙 本 止 に 巻 の 項 昭 条 時 に 和 つ た ㅎ の ば に 規 兀

2 略

税 非 課 税 座 内 上 場 株 式 等 の 譲 渡 に 係 る X 民

0

所

得

計

算

0

特

例

第 株 式 ++が 等 兀 管 第 条 前 理 五 年 の 契 項 中 第 約 に 租 X 次 号 税 民 項 に 特 税 に 規 別 **ത** お 定 措 所 す 61 置 得 る 7 法 割 非 第 の 非 課 Ξ 納 課 税 + 税 税 上 七 義 場 条 上 務 条 場 株 者 \odot

第 そ 頂 の 者 に が 規 定 以 す 上 る の 非 課 同 条 税 第 五 座 項 内 第 上 場 号 株 式 に 規 等

式

等

管

理

契

約

لح

L١

う。

に

基

づ

ㅎ

同

定 非 す 課 る 税 非 課 座 税 لح 座 L١ う。 以 下 こ を の 有 条 す に る お 場 L١ 合 に て

は

そ

れ

ぞ

れ

の

非

課

税

座

に

係

る

非

課

税

2 略

千

五

百

六

+

匹

円

لح

す

る

規

定

こ

に

お

け

定

す

+

年

に

ょ

第 + \equiv 条 の 削 除

る る 法 に 係 る る 紙 律 か 品 廃 巻 第 か た 目 止 لح わ ば た 百 前 こ ば 5 同 **ത** + ず 税 こ 製 Ξ ഗ で 造 当 号 税 あ 級 た 分 率 る 品 $\overline{}$ ば 喫 こ の は 第 の 間 当 定 煙 第 条 用 該 価 千 五 の 廃 第 法 + 本 紙 止 巻 昭 に の 項 条 た 時 に 和 つ き の ば に 規 兀

2 附 る。 す じ \odot の 各 譲 等 雑 八 座 Θ ょ 号 則 項 払 非 て 条 以 に 該 渡 る 以 所 る 租 内 第 出 税 株 課 外 得 事 払 に に 所 の 上 業 出 税 特 掲 式 該 い お U 得 の の の 六 場 げ 別 の 八 7 等 同 金 所 非 譲 U 11 の れ 株 の 項 条 振 措 座 は が て る 金 の 法 額 得 課 渡 5 式 事 置 あ 内 額 第 ۲ 税 に の 同 替 譲 の を の 第 等 じ 当 六 由 法 又 金 お そ つ に 上 渡 П L 金 場 の 第 は 座 に + 該 額 しし の た ょ に た 額 頂 以 非 る 場 て 事 株 ょ 雑 ょ 七 非 内 を で 下 第 課 も 式 + る 条 課 上 合 IJ 所 由 が 譲 計 定 場 事 税 あ 払 が の 等 七 得 の 税 渡 に 算 め の 業 項 つ を 株 は 出 生 の 非 条 + 所 の \Box す 条 る で 含 金 た 第 式 L じ 座 課 の 所 座 得 る لح に 定 内 む 部 税 等 時 た 場 + 額 得 内 の 令 こ も お 金 め 時 合 又 П 四 لح 項 の 附 の 上 の 上 3 る は の を 11 金 に 場 に 以 座 第 金 に 場 額 譲 則 لح 金 株 は 全 X 額 に て 額 下 か 四 規 株 又 渡 第 額 式 部 5 項 分 定 式 は 令 に ょ 同 +

等 務 又 ょ の に 等 返 約 ح ょ は 還 七 L١ の る 金 者 の に う。 る 開 条 基 数 払 額 払 又 に 出 づ に 出 を 払 つ 設 は の 相 も 出 廃 + < U L١ し し 当 て が U て が 止 兀 譲 に て す あ が は あ 第 渡 l١ に ょ 当 る つ あ た つ ょ 兀 が 1) る た 該 つ 当 X た 非 数 項 あ 非 移 た 該 民 非 非 第 つ 課 の 当 課 課 管 時 移 税 課 税 た 税 に 管 税 税 も 上 該 \odot 号 非 所 返 に の 場 課 座 還 そ 得 座 座 掲 ۲ 株 返 税 内 又 の 還 割 を 内 げ 式 払 又 開 る 等 上 は 上 同 の 座 場 廃 出 は 納 設 場 移 法 管 廃 税 株 管 第 理 内 株 止 し 式 式 契 上 に 時 止 義

条 約 適 用 利 子 等 及 び 条 約 適 用 配 当 等 に 係 る

場

株

式

等

لح

同

銘

柄

の

同

法

第

Ξ

+

七

条

の

+

の

 \equiv

第

項

に

規

定

す

る

上

場

株

式

等

の

取

得

附

則

第

+

Ξ

条

の

規

定

そ

の

他

の

こ

の

条

例

の

規

を

た

も

の

そ

れ

ぞ

れ

み

な

L

て

前

項

及

び

定

を

適

用

す

る。

第 X + 民 兀 税 条 の 課 の 兀 税 の 特 所 得 例 割 ഗ 納 税 義 務 者

受

け

る

ベ

き

租

税

条

約

等

の

実

施

に

伴

う

所

得

受

け

る

ベ

き

租

税

条

約

の

実

施

に

伴

う

所

得

税

払

を

係

る

が 支 払 を 第 X $\overline{}$ + 条 民 兀 税 約 条 適 の 課 の 用 利 兀 税 子 の 等 所 特 得 例 及 び 割 条 の 約 納 稅 適 義 用 務 配 当 者 が 等 支 に

2 \equiv لح に え 子 子 等 そ 利 る 頂 乗 る 率 **ത** 等 規 子 \overline{X} じ L١ 限 か は 5 等 の 前 の の の て 等 頂 民 税 規 う 度 5 れ の の 額 前 定 得 税 率 定 税 そ た 額 額 年 に に 0 同 $\overline{}$ _ 以 規 の **ഗ** た 率 法 の 第 中 か つ 定 所 を 適 率 を 第 適 + 次 ح 下 か L1 の 控 Ξ 0 得 乗 用 第 用 八 項 11 こ わ て $\overline{}$ 同 う。 割 じ 当 除 \equiv 条 後 条 第 5 谪 を 頂 は の ず 用 を て 受 該 頂 の 頂 に し の の 課 納 に _ 金 規 号 規 第 が 計 け 7 に お す 算 る 稅 得 お の 額 定 の に 定 他 + あ 規 す る る し 場 義 た 11 の 対 11 の 六 場 た 合 務 率 て 第 に 適 定 し て る 所 条 合 金 に 者 に \neg 百 に \neg 条 得 及 用 に 額 は が 五 限 項 分 が 条 約 لح び ょ 条 第 分 あ 1) 約 約 \overline{X} は に 同 度 に \odot 適 相 条 税 規 る 用 分 + 百 の 五 読 適 適 次 当 分 第 \equiv 率 定 場 利 九 \odot み 用 用 し に す Ξ を す 合 利 子 条 の 税 替 利 2

第

条

の

の

第

+

頂

に

規

定

す

る

条

約

適

用

以

下

租

税

条

約

等

実

施

特

例

法

لح

L١

う

す

る

法

律

昭

和

兀

+

兀

年

法

律

第

兀

+

六

号

税

法

法

人

税

法

及

び

地

方

稅

法

の

特

例

等

に

関

Ξ 頂 لح に 子 子 利 以 る 乗 る 率 え 等 そ **ത** 第 法 \overline{X} じ 等 規 子 下 法 の の L١ 限 か は 5 等 の の れ 条 律 民 税 規 て う 度 5 の の 額 前 定 等 \neg 法 得 税 租 税 率 定 同 そ た 額 額 年 に に 人 の $\overline{}$ 第 税 た 率 法 以 中 か つ の の の 税 次 所 を 率 を 第 適 + لح 下 か L١ 条 昭 法 適 の の 控 得 乗 用 第 Ξ 用 八 頂 L١ こ 同 わ て 約 和 及 $\overline{}$ 割 じ を 当 除 \equiv 条 後 条 第 う の 項 5 は 第 実 兀 び 受 頂 頂 に ず + + を て 該 し の の **ത** 施 地 号 課 計 け 納 て に =金 規 に 規 第 項 特 四 方 年 算 る 稅 得 お の 額 定 の に お 定 他 + に 例 税 _ L 場 た の 規 対 す 六 規 義 11 11 の 法 法 法 合 率 第 に 条 た 務 て 適 定 L て る 所 定 律 の 者 百 に 条 得 す 金 に に \neg 用 \neg 及 第 特 額 は が 五 限 項 分 が ょ 条 条 約 لح び る لح 兀 例 に 同 分 度 に の あ 1) 約 約 適 X 第 条 L١ + 等 相 条 税 規 る 読 用 分 + 約 う 百 の 五 適 適 六 に 当 \equiv 場 号 関 分 第 率 定 利 九 適 0 み 用 用 条 す **ത** \equiv を す 稅 合 替 利 利 子 用 す

頂 **ത** 規 定 **ത** 適 用 が あ る 場 合 に は 次 に

す

る

る

前

定 め る لح こ 3 に ょ る

及 び 第 + 略 条 の 規 定 の 適 用

に

つ

L١

て

は

条 条 _ 若 中 L < ま た は Ш は 林 Щ 所 林 得 所 金 得 額 金 又 額 は لح 附 則 あ

第

+

は

7

若

L

<

は

Щ

林

所

得

金

額

又

は

附

則

第

+

金

額

لح

あ

る

0

用

に

つ

61

て

は

子

兀

条

の

兀

第

に

規

定

す

る

条

約

適

用

利

子

等

の

額

۲

_ 項

若

L

<

は

Ш

林

所

得

金

額

る

の

額 の 兀 ۲ 第 \neg 頂 若 に 規 L < 定 す は Ш る 林 条 所 約 得 適 用 金 額 利

る の は 若 し < は Ш 法 林 所 得 金 額 若

項 金 租 額 に 税 規 条 同 定 約 条 す 等 第 る 実 + 特 施 八 定 特 利 頂 例 に 子 規 に 第 定 係 \equiv す 条 る る 利 の 特 子

定 所

得

の

金

額

同

条

第

+

八

頂

に

規

定

す

る

特

定

収

益

分

配

に

係

る

配

当

所

得

の

金

額

同

条

第

+

=

頂

に

規

定

す

る

特

定

懸

賞

金

等

に

係

る

時

所

得

の

金

額

若

し

<

は

同

条

第

+

兀

頂

+

六

項

に

規

定

す

る

特

定

利

子

に

係

る

利

子

所

第

<

は

租

税

条

約

実

施

特

例

法

第

Ξ

条

の

第

b

لح

あ

る

の

は

 \neg

若

し

<

は

Ш

林

所

得

金

額

若

b

得

ഗ

収

益

+

時

+

六

<

は

لح

あ

等

の

四

は

同

分 配 に 係 る 配 当 所 得 の 金 額 同 条 第

_ 所 得 頂 の に 規 金 定 額 若 す る L < 特 は 定 同 懸 条 賞 第 金 等 + に 兀 係 項 る

所 得 等 の 金 額 لح す る

に

規

定

す

る

特

定

給

付

補

て

h

金

等

に

係

る

雑

に

規

定

す

る

特

定

給

付

補

て

h

金

等

に

係

る

雑

の 納 税 義 務 者 が 支 払 を 受

3

所

得

割

租

税

条

約

等

実

施

特

例

法

第

 \equiv

条

の

の

第

+

け

る

ベ

ㅎ

項

に

規

定

す

る

条

約

適

用

配

当

等

次

項

に

お

兀

略

定 め る لح こ 3 に ょ る

 \equiv 及 同 条 第 び 中 + \neg =ま 略 た 条 は の 規 Ш 林 定 所 の 得 適

兀 略

所

得

等

の

金

額

لح

す

る

3 租 項 税 所 に 条 得 規 約 割 定 実 の す 施 納 る 特 税 条 例 義 約 法 務 適 者 用 第 が \equiv 配 支 当 条 払 等 を の 受 次 の け 項 る 第 ベ に + お ㅎ

4

略

5 は 第 次 \equiv に 項 定 後 め 段 る ഗ ۲ 規 こ 定 3 の に 適 ょ 用 る が あ る 場 合 に

得 税 適 + こ L 九 額 は の 五 11 適 適 て L١ 項 う 項 条 た 率 用 八 の 用 用 は て に 率 条 第 相 百 を 後 頂 に そ **ത** 配 U 第 当 分 控 **ത** 規 の 規 な 第 条 0 に \equiv 当 に + す の 除 金 規 号 お 定 前 定 等 L١ 約 頂 る Ξ 該 額 定 の 対 11 す 年 に に 六 適 し ഗ 規 こ X の 納 て の し て る 中 か つ 条 用 規 民 税 得 適 定 条 か 第 税 に の L١ の 配 定 当 稅 率 百 用 に 約 わ て 場 Ξ 義 た 条 条 同 の \smile 率 が 法 務 分 ょ 約 適 5 は 合 頂 等 **ത** 約 適 _ 所 を ず 者 に の あ 1) 適 用 第 に 及 適 用 \equiv 乗 が 五 五 لح 得 る 読 用 用 配 第 お び を じ 割 同 分 0 場 み 配 配 当 条 他 + しし 第 L١ 受 う。 を て 法 稅 合 替 当 当 等 の 六 兀 の の て け _ 課 計 第 \equiv 率 に え 等 所 条 頂 等 の す 算 る Ξ 得 当 を か は 額 の 及 **ഗ** 5 0 **ത** 場 る L 条 乗 5 れ 額 額 لح び 該 規 に 合 た そ 以 第 条 の じ 限 た X 第 定 つ 金 第 第 下 + 分 に て 度 の لح 十 約 は しし

5 4 は は 得 税 適 + こ L 九 額 の 五 しし 適 適 て L١ 第 た 項 う 項 条 は 略 に 率 用 八 の 用 用 て 条 第 項 \equiv 相 百 第 率 を 後 に そ **ത** 配 U 当 規 当 分 控 **ത** に 規 の な 第 条 \odot 頂 \equiv 当 に 11 + す の 除 金 規 号 等 お 定 前 定 約 後 頂 \equiv る 該 額 定 の 対 11 す 年 に に 六 適 し 段 ഗ て 規 こ X の 納 **ത** し て る 中 か つ 条 用 の 規 民 税 税 得 に 適 定 条 の か L١ の 第 配 規 定 税 に 場 \equiv 当 率 義 た 百 用 条 条 約 同 わ て 定 の 務 率 分 が ょ 約 約 適 法 5 は 合 項 の 等 の 適 _ を 者 に 用 第 ず 所 の あ IJ 適 適 に 及 適 用 \equiv び 得 乗 が 五 五 る 読 配 第 لح 用 用 お 用 を じ 割 分 当 条 他 + 第 同 の 場 み 配 配 L١ 61 が 受 う。 当 当 を て 法 合 て の 稅 替 等 の の 六 兀 あ け _ 課 計 第 = 率 に え 等 等 の 所 条 項 る る Ξ 当 す 算 を か は 5 の の 額 の 得 及 **ത** 場 場 る 条 L 乗 5 れ 額 額 لح び 該 規 に 合 た 合 じ そ た 以 第 X 第 条 **ഗ** 限 定 つ に 金 に て 度 の 第 第 لح 下 + 分 + 約 は しし

次 に 定 め る لح こ 3 に ょ る

及 び 略

< لح 等 四 は 同 + は 条 条 あ の _ 第 若 中 項 租 る 額 の _ + に 税 兀 L の ۲ 規 条 は 第 < ま = た 定 約 は 条 す 等 若 \neg 頂 Ш は の る 実 若 に 林 Щ 規 し 施 < 規 定 申 L 所 林 告 < 特 は 定 得 所 の 例 は す 金 不 Ш 得 適 要 法 林 Ш る 額 金 用 特 第 所 林 条 又 額 に 定 Ξ 得 所 約 は つ 条 得 لح 金 適 附 配 L١ 当 額 金 用 則 の あ て 若 額 等 第 る は 配 第 当 に し +**ത**

兀 略

係

る

配

当

所

得

の

金

額

لح

す

る

6

は 年 に る る 用 0 配 規 の 第 規 頂 の 租 当 翌 定 は 税 定 の 同 年 等 す 7 条 規 条 + の _ る 若 第 の 適 定 約 __ 兀 لح 条 L _ 用 の 等 条 < 実 月 11 約 項 が 適 の う。 適 は 中 用 あ 施 日 る 用 附 _ が 特 の $\overline{}$ 配 又 場 ഗ 則 例 あ 規 当 に 合 属 第 は る 法 定 す 係 等 + 同 を 場 第 の 条 る る 兀 除 合 \equiv 適 以 < 年 所 条 第 条 $\overline{}$ 用 度 得 下 ഗ 六 第 の に 兀 頂 \smile \equiv 分 が _ つ の 生 条 第 に 項 の لح 第 Ξ 11 じ 約 お 後 た 頂 て 段 適 あ け 第 6

> 及 び 略

Ξ < لح 等 は 係 兀 同 + は あ 条 条 の \neg 第 配 項 若 中 租 る 額 ഗ + に 税 兀 L \neg の ۲ < ま =所 規 条 は 第 約 得 定 \neg は た 条 の す 実 若 \neg 項 Ш は の 金 る 若 に 規 施 林 Ш U 所 額 申 特 < L 規 林 定 告 例 < 定 は 得 所 の す 不 法 Ш は 金 得 適 要 林 Ш る 額 金 用 る。 特 第 林 条 又 所 額 に 定 = 得 所 約 は つ 配 条 金 得 適 附 لح l1 当 額 金 用 則 あ て の 若 額 等 配 第 る は 当

+

ത

兀 略

る

当

لح

す

に

第

U

年 用 に る は る 0 規 第 規 頂 の 配 の 租 翌 当 税 定 は 同 _ 定 の 年 等 す 条 条 \neg の 規 +_ 若 第 0 る 適 約 定 _ لح 兀 条 — 用 し の 実 条 月 11 約 < 項 が 適 施 ഗ う。 適 は 中 あ 用 特 日 附 \neg る 用 が 例 の 又 場 の $\overline{}$ 配 則 あ 法 規 当 に は 合 る 属 第 定 等 を す 係 + 同 場 第 の \equiv 兀 条 除 合 る る 適 **<** 年 所 以 条 第 条 $\overline{}$ 用 六 度 得 下 **ത** 第 の に \equiv 分 が 兀 頂 生 つ に 頂 の 条 第 の 第 じ \equiv ع 11 約 お 後 た 適 頂 あ て け 段 第

τ が を + 第 れ 第 第 以 す 税 の る あ 等 定 時 達 出 に 下 受 た る 法 計 لح な る に 申 ま さ 期 兀 つ لح 当 場 告 頂 節 条 ¬ 法 算 11 係 け で れ 限 条 X 61 き 中 第 律 合 る ょ 書 る 後 第 の 租 法 の 該 こ に 長 7 五 税 う 人 基 条 لح $\overline{}$ 所 を 提 時 に が 租 こ 法 又 款 の 条 昭 税 礎 約 に 得 لح 含 出 ま お 頂 認 税 第 法 す む は の 約 和 ح 適 つ れ さ で しし の の め 条 \equiv 第 規 第 等 兀 及 な 用 明 る れ に て 11 5 規 る 約 + + 定 実 + び て 細 旨 た 提 \overline{X} つ 配 の 定 場 地 当 き 及 七 六 に 頂 施 兀 等 た 申 に に 第 出 民 に 合 条 等 条 ょ 特 年 条 む 告 関 び こ さ の 方 税 ょ 0 を 当 第 税 に を す + の 1) 規 例 法 約 書 の れ の る 実 含 兀 六 配 定 法 律 法 適 係 得 に る 該 頂 五 た 納 申 施 む 項 当 及 第 用 る な そ 事 条 の 条 も 告 の 税 に لح び لح 兀 特 配 所 L١ n 項 約 規 第 割 の 通 書 伴 لح 法 + 当 得 あ L١ 理 5 及 知 額 例 **ത** 適 定 う る を 第 う 六 等 等 で 記 用 項 び 書 そ の 由 の の 所 号 金 あ そ が 課 に が 記 載 配 適 同 **ത** ഗ の の は条 章 関 得 が 当 送 さ 額 額 つ あ 載 用 確 の 提

以 る 法 て が を 畤 達 出 + 第 れ 第 第 の る あ 等 定 に た \equiv 下 法 受 申 期 計 لح な る に ま さ 兀 つ 当 لح 条 項 節 \neg 律 法 算 X ŀ١ 場 係 け 告 で れ 限 条 L١ 中 ㅎ 第 租 人 該 合 る ょ 書 に る 後 第 の の こ 長 7 税 税 五 う 提 時 に 基 条 لح $\overline{}$ 所 を が 租 又 昭 こ لح 法 款 の 条 法 礎 約 得 含 出 ま 頂 に お 認 税 及 す 第 は \odot 約 和 ح 適 つ れ の む さ で L١ **ത** め 条 \equiv 第 規 第 実 兀 び な 用 11 5 明 る れ に て 規 る + 約 + + 地 提 定 施 つ 配 て の 細 旨 た $\overline{\mathsf{X}}$ 定 場 当 七 六 に 項 特 兀 方 た ゃ 申 及 に 第 出 民 に の に 合 条 年 等 む 告 条 ょ の 例 税 条 関 7ぶ こ さ 稅 ょ 実 を 当 + 第 規 法 に を す る **ത** 1) 法 法 約 書 の れ 0 施 含 兀 得 六 配 定 律 の 適 係 に る 該 項 五 た 納 申 に む 当 項 第 特 る そ 条 条 及 用 な 事 の も 稅 告 伴 لح 割 び لح 兀 例 配 所 11 れ 項 約 規 第 の 通 書 う + 当 あ لح 額 法 しし 等 得 理 5 の 適 定 及 知 所 で そ る を 第 六 に 等 の 記 用 の 項 び 書 う 由 の 号 関 得 金 あ そ が 同 課 が 記 載 配 適 **ത ത ത** ഗ 当 は 条 さ 章 す 税 額 つ が 用 確 の 送 提 額 あ 載

第 + 保 特 な た 第 九 を 第 例 又 四 険 租 し しし 頂 て う。 は 条 + 法 料 の 税 項 第 控 規 条 の に 七 こ 第 $\overline{}$ 五 除 五 係 条 定 約 Ξ の に 条 さ る の に 等 条 号 の れ X 兀 ょ つ 所 実 _ 例 に L١ る 得 民 IJ 施 規 て 第 保 税 の 割 ح 読 特 規 定 は 険 す 例 **ത** の み 定 す 料 納 課 る 頂 替 法 え を る 税 税 第 法 に $\overline{}$ 第 規 \equiv 適 社 租 義 の て 用 会 \equiv 定 税 務 特 適 条 す 保 百 す 条 者 例 用 の る 険 + る 約 が さ

> 第 九 頂 租 + 税 の 七 規 条 条 定 約 の に 実 兀 施 ょ _ IJ 特 ح 読 例 す み 法 る 替 え 第 \equiv て 適 条 用 の さ れ の る 法 第

れ

る

法

の

第

+ を 例 た 保 第 ١J 法 又 兀 険 う。 条 は 料 項 第 控 の に 第 $\overline{}$ 五 除 五 係 \equiv 条 さ る に 号 れ つ の 所 X に ١J る 得 民 規 て 第 保 割 税 険 定 は の の す 項 料 納 課 る 税 法 に 税 $\overline{}$ 第 社 規 租 義 の 会 \equiv 定 税 務 特 保 百 す 条 者 例 険 + が る 約 料 四 保 実 支

U て、 こ の 条 例 の 規 定 を 適 用 す る。

لح

み

条

の

険

料

施

特

払

つ

略

2

2

略

な

料

لح

み

兀

条

の

保

険

料

等

実

施

支

払

つ

第

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	1 給与所得者等に係る扶養親族申告書の提出に関する規定の創設 平成 24 年度から、扶養親族のうち、16 歳未満の者に対する扶養控除が廃止されることとなったが、区民税の非課税限度額制度に活用している扶養親族に関する事項については、引き続き把握していく必要があるため、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出させることとする。 (区税条例第 25 条の 2 及び第 25 条の 3・地方税法第 317 条の 3 の 2 及び第 317 条の 3 の 3)	平成 23 年 1月1日	平成 23 年 1 月 1 日 から適用
	2 65 歳未満の者の公的年金等に係る所得に係る所得割の徴収方法の見直し 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。 (区税条例第33条・地方税法第321条の3)	平成 23 年 1月1日	平成 23 年 度分から 適用
	3 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の 所得計算の特例の創設 平成 25 年度から、少額上場株式等に係る譲渡所 得等に係る非課税口座を設けた者について、非課 税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金 額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額と を区分して計算する等所要の措置を講ずることと する。 (区税条例附則第 13 条の3・地方税法附則第 35 条の3の2)	平成 25 年 1月1日	平成 25 年 度分から 適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区たばこ税	たばこ税の税率の改正 たばこ税の税率を、平成 22 年 10 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000 本につき 1,320 円、旧 3 級品の紙巻たばこについては 1,000 本につき 626 円引き上げることとする。 1,000 本につき 旧 3 級品以外 旧 3 級品 く改正案 > 4,618 円 2,190 円 く現 行 > 3,298 円 1,564 円 (区税条例第 51 条及び附則第 6 条の 2・地方税法第 468 条及び附則第 30 条の 2)	平成 22 年 10 月 1 日	